

上市町結婚新生活支援補助金について

上市町では、結婚に伴う新生活を支援するため、新婚夫婦の住宅取得・リフォームや賃借、引越しに係る費用を補助します。

● **対象者**：令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し受理された新婚夫婦

● **補助要件**：申請時点において、次の要件を全て満たす場合に申請が可能です。

1. 新婚夫婦のいずれかが、住宅（上市町内に存するもの、以下同じ）を新築し、取得し、リフォームし、若しくは賃借したこと又は当該住宅若しくは結婚を機に同居するための住宅に引越しをしたこと。
2. 交付申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が前号の住宅の所在地となっていること。
3. 夫婦が婚姻日において共に39歳以下であること。
4. 申請の時点で発行されている直近の所得証明書に記載のある夫婦の所得を合算した金額が500万円未満であること。

〔夫婦の合計所得金額の算出方法〕

※ 夫婦の双方又は一方が、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金）の返済を行っている場合、夫婦の合計所得金額から、貸与型奨学金の年間（所得証明書の期間と同一期間）返済額を控除します。

5. 夫婦の双方又は一方が、過去にこの制度に基づく補助金（他の自治体での同様の補助を含む）の交付を受けたことがないこと。
6. 夫婦がともに町税を滞納していないこと。
7. 夫婦がともに上市町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等と関係がないものであること。

● **対象経費**：令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払いを行った次の費用（夫婦のいずれかが支払った費用のみが対象となります。）

■ 住居費（賃借）

結婚に伴い夫婦のいずれかが契約し賃借した住宅の賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、保証金（敷金、礼金又は仲介手数料と同一の性質のものと町長が認める場合に限る）

- ※ 婚姻日以後に支払った経費が対象です。ただし、婚姻日から起算して前1年以内に婚姻のため新たに住宅を賃借した場合は、その間の経費を含めます。
- ※ 駐車場代、鍵交換代、クリーニング代などオプションにあたる費用は対象外です。
- ※ 白萩西部地域優良賃貸住宅（上市町湯崎野437番地 白萩西部町営住宅11号棟及び12号棟）にお住いの場合は、この補助金の対象とはなりません。

■ 住居費（購入・取得）

結婚に伴い夫婦のいずれかが契約し取得した住宅（婚姻日前1年以内に取得した住宅を含む）の購入費、工事請負費（新築のみ）

- ※ 土地の購入費、住宅ローン手数料は対象外です。

■ 住居費（リフォーム）

結婚に伴う住宅のリフォーム（婚姻日前1年以内に発注契約をしたものを含む）に要した費用

- ※ 倉庫や車庫、外構工事に係る費用、家具や家電購入・設置に係る費用は対象外です。

■引越費用

結婚に伴い取得やリフォームをした住宅または賃借した住宅や、結婚を機に同居するための住宅への引越費用のうち、引越業者または運送業者へ支払った作業費や運送費
※ 片付け費用や不用品の処分費用、友人に依頼して行った引越費用等は対象外です。

- **補助額**：1世帯あたり30万円を上限に補助します（新婚夫婦ともに29歳以下の場合は、60万円が上限です）。

※ 勤務先からの住宅手当等が支給されている場合は、その額を控除した金額が対象となります。

- **受付期日**：令和8年3月31日まで

※ 平日の開庁時間(午前8時30分から午後5時15分まで)に受付を行います。

※ 申請額が予算上限に達した時点で受付終了となります。受付状況について確認したいときは、福祉課へお問い合わせください。

- **補助金の申請先**：下記の提出書類を添えて、上市町福祉課まで提出してください。

※ 郵送での提出はできません。

※ 申請書類は町HPでダウンロードすることができます。

※ 申請条件にあてはまるか、対象経費となるかなど不明な点は、福祉課へお問い合わせください。

●提出書類

1. 全員が提出する書類

① 交付申請書兼実績報告書(様式1号)

② 同意書兼誓約書(様式3号)

③ 婚姻届受理証明書 又は 戸籍謄本の写し(コピーではなく市町村窓口で交付されたもの)

④ 夫婦の住所が記載された住民票の写し(コピーではなく市町村窓口で交付されたもの)

⑤ 夫婦の市区町村が発行する所得証明書(直近の所得証明書)

※ 所得がない場合も提出が必要です。所得未申告で発行できない場合は申告が必要です。

2. 夫婦に貸与型奨学金の返済を行っている者がいる場合

○ 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類

(上記1-⑤の所得証明書の期間と同一期間分の返済額が確認できる証明書等)

3. 住宅を賃借した場合の添付書類

○ 住宅の賃貸借契約書の写し(契約日、金額、借主・貸主双方の捺印を確認できるもの)

○ 領収書の写し(支払者氏名、金額、受領日、支払先が記載されているもの)

○ 住宅手当支給証明書(様式2号)

※ 夫婦双方が給与所得者の場合はそれぞれ提出が必要。会社より手当を受けていない場合も「無」の証明書を提出してください。

※ 申請する賃料・共益費の支払月に給与所得があった場合は、夫婦ともに提出が必要です。(申請日時点で離職していても必要)

※ 給与支払者の都合により証明書が発行できない場合は、申請する賃料・共益費の支払月すべての給与明細を提出してください。

4. 住宅を取得した場合の添付書類

- 住宅の売買契約書の写しまたは工事請負契約書の写し
- 引き渡し証明書等の写し（婚姻日前の取得の場合）
- 領収書の写し（支払者氏名、金額、受領日、支払先が記載されているもの）

5. 住宅のリフォームをした場合の添付書類

- 住宅のリフォームに係る工事請負契約書又は請書の写し
- 領収書の写し（支払者氏名、金額、受領日、支払先が記載されているもの）

6. 引越しをした場合の添付書類

- 領収書の写し（支払者氏名、金額、受領日、支払先が記載されているもの）

【重要】 領収書について

- 銀行の口座振替や振込による支払いの場合であっても、必ず大家・不動産会社・保証会社等に領収書の発行を依頼してください。原則として通帳の写しや振込明細書は領収書の代わりにできません。
 - ※ 領収書には支払者の氏名、金額、支払の内容、受領日（支払日）、支払先の記載が必要です。
 - ※ 領収書の発行には手数料がかかる場合があります。
- クレジットカードによる支払いの場合は、カード利用明細書が領収書の代わりとして認められています。Web 明細を利用している場合は、下記の注記を満たすように利用明細画面を印刷してお持ちください。
 - ※ 利用明細書は、支払者の氏名、金額、支払の内容または支払先の名称、カード利用日が確認できる状態のものをご提出ください。
- 賃貸借契約書に記載されている賃料等の支払先と、領収書の発行元が異なる場合（例：契約書では不動産会社に支払う契約だが、実際には別の保証会社に支払っているため保証会社の領収書を発行した場合など）、契約書や領収書と併せて、保証契約書などの支払方法の実態が確認できる書類をご提出ください。

● 申請から補助金交付までの流れ

- ①交付申請書兼実績報告書補助金の提出〔新婚夫婦〕



※ アンケートへのご協力をお願いします。

- ②申請書の受理・審査



※ 町が書類の審査を行います。不明な点がございましたら、町から連絡させていただくことがあります。

- ③補助金交付の決定及び額の確定の通知



※ 町がご自宅へ「通知書」と「請求書」を郵送します。

- ④請求書の提出〔新婚夫婦〕



※ 町へ請求書を提出してください。（郵送可）

- ⑤町より補助金の振込

※ 町が「請求書」に記載のある通帳へ補助金を振り込みます。
町から振り込みのお知らせはありませんので、通帳でご確認ください。

【問合せ先】 上市町 福祉課 社会福祉班 TEL : 076-473-9107
〔上市町湯上野 1176 上市町保健福祉総合センター 1 階〕